

原議保存期間10年  
(平成29年12月31日まで)

警察庁丁運発第110号、丁交企発第189号

丁交指発第136号

平成19年8月31日

警察庁交通局運転免許課長

警察庁交通局交通企画課長

警察庁交通局交通指導課長

警視庁交通部長  
各道府県警察本部長 殿  
各方面本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整担当部長

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う外国運転免許証制度の対象の拡大及び運転免許申請時に提示を要する書類に関する規定の整備についてみだしの件については、「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について」(平成19年8月23日付け警察庁丙交企発第102号、丙交指発第37号、丙規発第33号、丙運発第29号)により通達されたところであるが、道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号。以下「改正法」という。)による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第107条の2の規定並びに道路交通法施行令及び自動車運転代行業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第266号)による改正後の道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)第39条の4及び第39条の5の規定により対象を拡大した外国運転免許証制度に係る留意事項等並びに道路交通法施行規則及び自動車運転代行業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第66号。以下「改正府令」という。)による改正後の道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第17条第2項第7号の「免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの」の詳細等については下記のとおりであるので、対応に万全を期されたい。

なお、改正府令の施行の日(本年9月19日)をもって、「他人になりすまして免許を不正に取得する事案への対応について」(平成19年2月9日付け警察庁丁運発第13号)は廃止する。

## 記

### 第1 外国運転免許証制度の対象の拡大関係

#### 1 我が国及び台湾における互いの運転免許証の取扱い等

##### (1) 我が国における台湾の運転免許証の取扱い等

改正法の施行の日(本年9月19日)から、法第107条の2の規定により、

台湾の運転免許証（日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。）を所持する者について、本邦に上陸した日から１年間、当該台湾の運転免許証で運転することができることとされている自動車等を運転することができることとなる。

なお、台湾の運転免許証に添付する日本語による翻訳文は、令第３９条の５第１項第３号の規定により指定を受けた社団法人日本自動車連盟（ＪＡＦ）が作成することとなる。

(2) 台湾における我が国の運転免許証の取扱い

我が国の運転免許証（所要の中国語による翻訳文が添付されているものに限る。）により、所定の自動車等を台湾において運転することができることとなる具体的な日等については、別途連絡する。

(3) 運用上の留意事項

ア 警察職員に対する教養の徹底

対象を拡大した外国運転免許証制度について、部外からの問い合わせ、交通指導取締りや交通事故捜査の現場における取扱い等への対応に誤りがないよう教養を徹底すること。

イ 台湾又は我が国で自動車等を運転しようとする者の利便を考慮した広報の推進

国外運転免許証の取得手続及び外国運転免許証制度について説明した各都道府県警察のホームページの部分において、中国語による翻訳文を作成する者の追記、台湾の運転免許証も外国運転免許証制度の対象となる旨の追記等、台湾に赴いて、又は我が国を訪れて自動車等を運転しようとする者の利便を考慮した広報を推進すること。

ウ レンタカー事業者に対する指導

近年、年間１００万人以上の者が観光等の目的で台湾から我が国を訪れていることにかんがみ、レンタカー事業者に対して、台湾の運転免許証が外国運転免許証制度の対象となったことを始め、台湾の運転免許証及びこれに添付する日本語による翻訳文の様式等の周知を図るとともに、自動車等を貸し出す際に相手方が適正な台湾の運転免許証及び日本語による翻訳文を所持していることを確認すること等について指導を徹底すること。

エ 台湾の運転免許証を所持する者に対する安全対策の推進

知事部局等関係機関・団体と連携の上、日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されている台湾の運転免許証を所持して各都道府県内で運転する観光客等の実態を把握し、我が国で運転する場合の留意事項に係る広報啓発を始めとする安全対策を推進すること。

## 2 イタリア共和国及びベルギー王国の運転免許証の取扱い

イタリア共和国及びベルギー王国からの要望を踏まえ、今般、改正法の施行の日から、法第107条の2の規定により、これらの国のいずれかの運転免許証（日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。）を所持する者についても、本邦に上陸した日から1年間、当該国の運転免許証で運転することができることとされている自動車等を運転することができることとなる。

イタリア共和国及びベルギー王国においては、我が国国民は、従前から、国外運転免許証により一定期間、自動車等を運転できることとされていたが、1(3)に準じた教養等を推進すること。

## 3 その他

今回、新たに令第39条の4に掲げられることとなったイタリア共和国、ベルギー王国及び台湾に係るそれぞれの運転免許制度の概要、日本語による翻訳文の様式等については、別途連絡する。

## 第2 運転免許申請時に提示を要する書類に関する規定の整備関係

### 1 府令第17条第2項の改正の趣旨

近年、他人になりすまして免許を不正に取得する事案が発生し、大きな社会的関心を集めており、住民票の写し等を所持していることのみで本人であると認めるには不十分となったことから、本人確認を強化するため、住民票の写しの添付等に加え、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、旅券その他の書類で免許申請者が本人であることを確認するに足りるものを提示しなければならないこととし、この種事案の未然防止を図るものである。

### 2 府令第17条第2項の運用上の留意事項

- (1) 府令第17条第2項第7号の免許申請者が本人であることを確認するに足りる書類（以下「本人確認書類」という。）については、同号に列挙されている健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、旅券のほか、官公庁が法令の規定により交付した免許証、許可証又は資格証明書等の書類及び官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書が含まれる。

この他の書類（学生証、民間会社の社員証等）については、免許申請者の協力を得て、本人に対して質問をしたり、当該学校等に対して電話等により照会するなど、所要の調査を行った上で、本人であると確認された場合に申請を受理すること。

- (2) 提示された本人確認書類の種類を問わず、不審と認められる者に対する質問等、疑問点解明のための調査を従前に引き続き徹底し、他人になりすまして免許を不正に取得する事案の未然防止に努めること。
- (3) 今回の改正により、免許申請書の提出の際に、住民票の写しの添付等に加え、

健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、旅券その他の書類で本人であることを確認するに足りるものを提示しなければならないこととされたことから、当該書類の提示がなされない場合は申請を受理できないこととなることについて、ホームページ、広報誌等において積極的に広報を行うこと。